

農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針（案）

農林水産技術会議決定

第1 趣旨

今日、我が国は研究開発を国の最重要課題の一つとして位置付けており、その効率的・効果的推進を図る上で、国の研究開発システム構築の一環として厳正な評価の実施が強く求められている。

また、平成12年9月4日には新基本法農政推進本部において「政策評価実施要領」が決定され、農林水産省における政策評価分野の一つとして「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」が定められ、研究成果に関する達成目標の設定及び毎年度評価を行うとしたところである。さらに、政策評価制度の法制化も進められているところである。

一方、平成13年4月1日からの試験研究機関の独立行政法人化により、研究・技術開発体制が再編成されることとなり、独立行政法人、都道府県、認可法人、公益法人、民間企業及び大学（以下「研究実施主体」という。）により推進される研究開発に係る施策の重点的・効率的な推進がこれまで以上に重要となっている。

このような状況を踏まえ、「農林水産省における試験研究機関及び研究課題の評価に関する指針」（平成9年7月22日農林水産技術会議決定）に基づき行ってきた研究評価体系を全面的に一新することとし、農林水産省における研究・技術開発の政策評価について、評価等の種類、実施方法、評価結果の取扱い等に関する基本的事項を定めることとする。

なお、「農林水産省における試験研究機関及び研究課題の評価に関する指針」（平成9年7月22日農林水産技術会議決定）は廃止する。

第2 評価の種類と実施方法

1 評価の種類

（1）農林水産省における研究・技術開発に関する政策評価として、以下の評価を実施するものとする。

ア 研究分野別評価

イ 研究制度別評価

ウ プロジェクト研究等評価

（2）前項に掲げるもののほか、政策評価の高度化に資するための調査として、フォローアップ調査を実施するものとする。

2 評価の実施主体

評価の実施主体は、技術会議とする。

3 評価実施体制

- (1) 研究・技術開発の政策評価を効果的に行うため、技術会議の委員及び専門委員によって構成される政策評価専門委員会を開催する。
- (2) 政策評価専門委員会は、研究・技術開発の政策評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究分野別評価、研究制度別評価及びプロジェクト研究等評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- (3) 研究分野別評価の円滑な実施を図るため、政策評価専門委員会の下に、専門委員及び学識者によって構成される研究分野別評価分科会を置く。
- (4) 政策評価専門委員会（研究分野別評価分科会を含む。）の庶務は、農林水産技術会議事務局技術政策課において行う。

4 研究分野別評価

- (1) 評価の趣旨
 - 食料・農業・農村基本計画等に基づき策定された農林水産研究・技術開発戦略（平成13年4月2日付け12農会第3103号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究・技術開発戦略」という。）に沿って、研究・技術開発戦略が定められた研究分野ごとに、研究実施主体が行う研究・技術開発の実施状況を把握し、評価を実施する。
 - なお、林業及び水産業に係る分野ごとの評価についてもこれに準じて行うものとする。
- (2) 評価の対象
 - 評価の対象は、研究・技術開発戦略の各期別達成目標の達成状況とする。
- (3) 評価の方法
 - 評価の方法は、以下のとおりとする。
 - ア 政策評価専門委員会は、研究・技術開発戦略の中から毎年度計画的に、当該年度において重点的に評価を行うべき複数の分野（以下「重点分野」とする。）を選定する。
 - イ 研究分野別評価分科会は、アにより選定した重点分野について、書面にて（ただ

し、必要な場合は現地において)研究状況を調査、把握し、これに基づき評価を行うとともに、併せて重点分野以外の分野について進捗状況の点検・調査を行い、これらの結果を政策評価専門委員会に報告する。なお、評価に際しては、研究実施主体自らによる評価・点検に係る資料を活用するものとする。

ウ 政策評価専門委員会は、イの報告を踏まえて、重点分野の評価を行うとともに、技術会議に報告する。

エ 技術会議は、ウの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

5 研究制度別評価

(1) 評価の趣旨

効率的かつ効果的に研究開発を進めるため、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等に着眼して実施されている研究推進のための研究制度の評価を実施する。

(2) 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。

(3) 評価の方法

ア 政策評価専門委員会は、各種の研究制度の運営状況を勘案の上、評価対象とする研究制度を選定する。

イ 政策評価専門委員会は、アにより選定した研究制度について、評価を実施するとともに、その結果を技術会議に報告する。

ウ 技術会議は、イの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

6 プロジェクト研究等評価

(1) 評価の趣旨

プロジェクト研究等の効率的かつ効果的な実施のため、評価を実施するものとする。

(2) 評価の対象

評価の対象は、独立行政法人に委託して実施するプロジェクト研究等とする。

なお、国費の支出を受けて都道府県または民間等の試験研究機関で実施される研究開発についても、原則としてプロジェクト研究に準じて評価を行うものとするが、その実施に当たっては、国の負担度合い等にも配慮するものとする。

(3) 評価の方法

評価の方法は、以下のとおりとする。

ア 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、原則としてプロジェクト研究等ごとに外部専門家及び外部有識者により構成されるプロジェクト研究等評価会（以下「評価会」という。）を開催する。

イ 事務局長は、プロジェクト研究等ごとに評価項目を定め、原則として、課題化前に行うプレ事前評価、研究開始前に行う事前評価、開始後に行う中間評価若しくは毎年度評価、研究終了の前年度に行うプレ終了評価及び終了時に行う終了評価に係る事務を行う。

ウ 評価会は、イの評価項目に基づき評価を行い、その評価の結果を事務局長に報告する。

エ 事務局長は、ウの評価の結果を取りまとめ、政策評価専門委員会に報告する。

オ 政策評価専門委員会は、エの報告を踏まえて評価を行うとともに、その結果を技術会議に報告する。

カ 技術会議は、オの報告を踏まえて評価を行うとともに、必要があると認めるときは所要の措置の決定を行う。

7 フォローアップ調査

(1) 調査の趣旨

研究開発が社会経済に及ぼす波及効果は、研究開発の評価を行う上で重要な要素たり得るものであるが、一般に、研究終了後一定の時を経てはじめて確認することが可能となるものである。このため、研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間経過したものについて、そのもたらす波及効果の把握及び評価手法の確立を図るものとする。

(2) 調査の実施主体

フォローアップ調査の実施主体は、事務局長とする。

(3) 調査の対象

事務局長は、終了した研究によって開発された主要な技術を計画的に選定し、調査の対象とする。

(4) 調査の手法

ア 事務局長は、主要な技術を選定し、その効果を把握する。なお、調査に当たっては、調査の一部を外部に委託することができるものとする。

イ 事務局長は、調査の結果を政策評価専門委員会に報告する。

ウ 政策評価専門委員会は、イの報告を基に、評価手法の改善の検討等を行う。

第3 留意事項

1 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合意見交換を行う機会をつくとともに、評価結果及びその理由を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、外部評価者の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないように、明確な任期を設定するものとする。

2 評価の秘密保持

評価の実施に際して、評価者は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

3 研究開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、個々の研究開発が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。

第4 評価結果の取扱い

1 評価結果の反映

評価結果について、技術会議は、予算の配分、プロジェクト研究等の課題の改善、研究・技術開発戦略の見直し及び策定、各種研究制度の改善等に反映させるものとする。

2 評価結果の公表

評価結果、その理由等及びこれに基づいて講ずる又は講じた措置については、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第5 その他

評価の手續等については、事務局長が別に定めるものとする。